

パブリック・コメントの結果について

「あいち消費者安心プラン2024（第三次愛知県消費者行政推進計画）」（仮称）（案）について、県民意見提出制度（パブリック・コメント制度）に基づき、県民の皆様からの御意見を募集したところ、下記のとおり御意見をいただきました。

御協力いただき、ありがとうございました。

1 意見募集期間

2020年1月29日（水）から2020年2月28日（金）まで

2 応募状況

提出人数 8人

提出件数 32件

(1) 提出方法

郵送	ファクシミリ	電子メール	合計
0	1	7	8

(2) 年代別

～20代	30代	40代	50代	60代	不明	合計
0	0	2	2	2	2	8

(3) 地域別

名古屋	尾張	海部	知多	西三河	東三河	合計
3	4	0	0	1	0	8

(4) 職業別

弁護士	消費生活相談員	団体職員	パート	無職	その他	合計
1	1	3	1	1	1	8

3 意見の概要と県の考え方

別紙のとおり

【基本理念】 「消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現」

意見の概要	県の考え方
<p>OECD加盟国中唯一実質賃金が1997年比で下がりづけているわが国にあって、「豊かな消費生活」と言われてもピンとこない。投機的な経済活動の広がりや詐欺被害の拡大など、消費者の生活は不健全な状況に取り巻かれていると言えるのではないか。このような状況からの脱却を目指すという意味で、「消費者が安心して安全で健全な消費生活を営むことができる社会の実現」としてはどうかと思う。</p>	<p>「消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現」に寄与することは、国及び地方公共団体の消費者施策について規定した消費者安全法の目的にも掲げられており、消費者行政が目指すべき姿であると考えております。今後も、この基本理念の下で、「消費者被害の救済・未然防止の強化」、「主体性のある消費者の育成」、「消費生活の安全・安心の確保」を三つの柱として、本県の消費者行政を推進してまいりたいと考えております。</p>

【目標1】消費者被害の救済・未然防止の強化

取組1 県と市町村が連携した地域の消費者問題解決力強化

- (1) 愛知県消費生活総合センターの機能強化（地域における中核的相談機関）
- (2) 市町村消費生活センター等の定着・機能強化及び市町村との連携・支援

意見の概要	県の考え方
<p>個別の消費者被害救済のためには、消費者被害の分析も有用である。そのため、県のセンターに寄せられた被害を正確に聞き取り、それを分析できる形でP I O-N E Tに入力することは非常に重要である。正確な入力には一定の技量・経験が必要になるところ、消費生活相談員に対する研修等も引き続き重点的な取り組みが必要であると思われる。</p>	<p>御意見のとおり、相談対応においては、必要な情報を正確に聞き取り、P I O-N E Tに正しく入力することは、非常に重要であると考えております。</p> <p>このため、消費生活相談員の研修の企画・実施に当たっては、基本的な知識・ノウハウの提供はもとより、実際の窓口で行うO J T研修などにより実践的な技能が育まれるよう、効果的な研修の実施に努めてまいります。</p>

取組3 増加する外国人県民等への対応など相談体制の充実・強化

意見の概要	県の考え方
<p>あいち多文化共生センターと連携して相談体制を構築するとあるが、月1回の相談日を設けただけでは対応できないと思われる。相談日が月一では待てないので今後は、相談日を設けるよりいつでも連携でき、対応できるような相談体制を構築してほしい。</p>	<p>通訳が必要となる外国人向け相談については、「あいち多文化共生センター」での月1回の対面相談だけでなく、通常の消費生活相談と同じ時間帯で、三者間通話（相談者・通訳・消費生活相談員）を利用した電話相談にも随時対応しています。いただきました御意見を参考に、今後も相談件数等の状況を把握しながら、必要な相談体制の構築に努めてまいります。</p>

取組 4 高齢者等を消費者被害から守る見守りネットワークの拡大

意見の概要	県の考え方
<p>愛知県は全国の中でも早い段階で市町村の見守りネットワークの構築に着手したものの、同ネットワークの機能向上についてはあまり積極的でないと思われる。各市町村にはネットワーク構築のノウハウがないと思われるため、県が主導的に行うことが理想的である。</p>	<p>市町村の見守りネットワーク（消費者安全確保地域協議会）において実効性のある見守りが実施されるよう、いただいた御意見を参考にしながら、会議や研修を通して、情報提供等の支援を行ってまいります。</p> <p>また、「消費者安全確保地域協議会」未設置市町村に対しては、高齢者等の消費者被害の救済・未然防止に向けて、今後も設置の働きかけを行ってまいります。</p>
<p>「消費者安全確保地域協議会」の設置は、全国で2割程度(5万人以上の市区)、愛知県内でも豊橋市、西尾市など12の市のみである。私の在住の知立市には現時点ではない。</p> <p>愛知県と同規模の兵庫県や福岡県では愛知県の3倍程度となっているようである。この施策が有効策ということであれば、兵庫県や福岡県での取組みを参考とするなどして設置を加速するべきではないかと感じる。また、兵庫県や福岡県では5万人未満の市での設置も多いようである。愛知県もこれに倣い規模の小さな自治体での積極的な推進を期待する。</p>	<p>市町村の見守りネットワーク（消費者安全確保地域協議会）については、人口規模に関わらず、それぞれの地域において必要な見守り活動が行われるよう、未設置市町村に対して設置の働きかけを行ってまいりたいと考えております。</p> <p>また、その拡大に向けては、他都道府県の取組事例も参考にしながら、設置を働きかけてまいります。</p>
<p>高齢者・障害を持っている方等「社会的に弱い立場である方」の被害を未然に防ぐための対策も重要だと思う。残念ながら被害にあった場合、その後のケア（メンタルケア含め）サポートも充実していただけると尚良いかと思う。</p>	<p>市町村の「消費者安全確保地域協議会」の構成員には、福祉関係者の参加も想定されておりますので、被害の未然防止のほか、被害者のケア等にも配慮しながら実効性のある見守り活動が行われるよう、いただいた御意見を参考にしながら、市町村と情報交換等を行ってまいりたいと考えております。</p>
<p>金融機関窓口の職員やコンビニの店員が気付いて特殊詐欺を水際で食い止めたとのニュースをよく聞く。地域の金融機関やコンビニ、町内会、民生委員、警察などが連携して「子ども110番の家」にならって「特殊詐欺110番の家」（仮称）に取り組んではどうか（見守りネットワークのひとつとしても）。</p>	<p>地域社会全体における特殊詐欺被害防止対策については、県及び市町村、金融機関、事業者等が連携して高齢者等を消費者被害から守る「高齢者等見守りネットワーク」や、警察、地域団体、事業者等と連携して特殊詐欺被害者を生まない環境づくりを推進する「～STOP! 特殊詐欺～ ○っとあいち・絆プロジェクト」などを推進しており、金融機関やコンビニエンスストアなどとも連携した取組を行っています。</p> <p>今後もいただいた御意見を参考に、連携した取組を進めてまいります。</p>

取組 6 被害防止に向けた事業者指導の強化及び関係機関との連携

意見の概要	県の考え方
<p>先日開催された「消費者団体訴訟制度の活用に向けたシンポジウム」において、「消費者法遵守事業者認定制度」の提案があった。試みに愛知県版として検討してみてはどうか。</p>	<p>本県が2020年2月5日に開催した「第3回消費者団体訴訟制度の活用について考えるシンポジウム」の講演において、今後考えられる消費者団体の取組の一つとして、「消費者法遵守事業者認定制度」が紹介されました。</p> <p>同制度は、消費者団体が財源確保に向けて行う取組の一例として紹介されたものであり、本県として行うことは考えておりませんが、その実施に当たっては、講演中で「もう少し慎重に検討する必要がある。」と述べられていたように、様々な観点からの検討が必要と思われます。</p>

(その他)

意見の概要	県の考え方
<p>「消費者被害の救済・未然防止の強化」が目標①に掲げられていることに大変共感した。(新型コロナウイルス感染拡大防止ではないが、「自ら被害に合わないようにするために何をするか」という考え方を根付かせ、行動するという事は、今後とても重要なことだと思う)</p>	<p>今後とも、県と市町村の消費生活相談体制を維持・充実し、地域全体で消費者問題解決力を強化するとともに、高齢者等を消費者被害から守る見守りネットワークの拡大や、被害防止に向けた事業者指導を強化してまいります。</p> <p>また、いただきました御意見を参考に、主体性のある消費者の育成に向けて、消費者教育にも一層積極的に取り組んでまいります。</p>

【目標2】主体性のある消費者の育成

取組1 様々な場における消費者教育の推進

- (1) 学校教育における消費者教育の推進
- (2) 地域社会における消費者教育の推進

意見の概要	県の考え方
<p>成人年齢が引き下げられることにより、未成熟な若年層をターゲットにする悪質な消費者問題が増えるのではないかと危惧している。そのためには段階に応じた「消費者教育の充実」は大切であると考えます。</p> <p>『あいち消費者安心プラン2024』には取組み指針が体系図と共に詳しく記載されていたので、とても良いと感じた。是非力を入れていただきたい。</p>	<p>本計画では、成年年齢引下げを見据え、特に若年者へ向けた消費者教育の充実を重点取組の1つとして掲げていますが、その推進に当たっては、御意見のとおり、幼児期からの発達段階に併せて体系的に行っていくことが重要と考えております。</p> <p>このため、ライフステージに応じた消費者教育を、学校や地域、家庭などの多様な主体と連携しながら効果的に推進してまいります。</p>
<p>小学校の家庭科に契約の概念が入ったこと、商品選択に関して比較・検討すること、表示・マークなどから情報を読み取ることからコンシューマーリテラシーを育成する教材の作成を希望する。</p>	<p>いただきました御意見を参考に、小学校における消費者教育の支援に取り組んでまいります。</p>
<p>成人年齢が18歳に引き下げられたことを鑑み、中学生のうちに契約と188を知り、学んでほしいと思う。中学生向けの講座も必要だと思う。</p>	<p>出前講座を始め、今後とも幼児期から高齢期までの各段階に応じた消費者教育が効果的かつ円滑に実施されるよう、学校などとも連携しながら、その支援に努めてまいります。</p>
<p>「FAQサポートサイト」の開設について、消費者の「知りたい」要望に応える情報発信を希望する。</p>	<p>消費者が、いつ、どこにいても、自ら学び、考え、合理的な判断を行うことができるよう、その契機となる知識や情報をわかりやすく提供してまいります。</p>

意見の概要	県の考え方
<p>消費生活総合センターにおいて、消費者教育に関する情報の収集、発信、教材の作成、提供、担い手の育成、市町村消費生活相談員向けにノウハウなどの提供などを行うという点はすごく良いと思う。交流や情報交換の場を設けてもらえると嬉しい。市町により、出前講座等を行うことについて格差があるので、どの市町でもどの年代においても講座が行われるような支援を希望する。</p>	<p>いただきました御意見を参考に、県消費生活総合センターにおける消費者教育の充実・機能強化に努めてまいります。</p> <p>また、消費者教育は、誰が、どこに住んでいても、生涯を通じて、様々な場で受けられることが重要であります。このため、各地域のセンターが消費者教育の拠点としての役割を十分に果たせるよう、市町村相談員に対して、消費者教育の研修機会や出前講座に関するノウハウを提供するなど、市町村の消費者教育の取組を支援してまいります。</p>
<p>消費者被害に遭った場合、その消費者は自身の汚点として捉え、家族や他人には言えない場合が多いと感じている。また、高齢者になればなるほど社会経験も豊かで「自分は消費者被害には遭わない」と高を括っている場合も多いものである。高齢者に対する啓発は心情を理解できる同年代の高齢者が担うことも有効ではないかと感じている。企業や行政の相談窓口経験者を各地域で募り、町内会や老人会などへの啓発に活躍してもらうことも一案と思う。</p>	<p>市町村の「消費者安全確保地域協議会」の構成員には、地域の様々な関係者の参加が想定されておりますので、地域の実情に応じて実効性のある見守りや啓発が行われるよう、いただいた御意見を参考にしながら、市町村と情報交換等を行ってまいりたいと考えております。</p> <p>また、地域において消費者教育を推進していくためには、講座等の講師となる人材の育成が重要であります。人材の育成・活用に当たっては、御意見を参考にするとともに、そうした人材が地域で活動できるよう、その支援に努めてまいります。</p>

取組 2 成年年齢引下げを踏まえた消費者教育の充実

意見の概要	県の考え方
<p>2022年4月より成年年齢が18歳に引き下げられるため、それまでに若年者に対する消費者教育の拡充は必須である。これまで我が国において普通科高等学校で消費者教育を継続的に行ってきた実績はないため、今から始めても2022年までには試行錯誤を繰り返すことになると思われるから、授業の実が上がらない可能性もあるが、早く取り組みを始めなければならない点は変わらない。そのため、同施策については今後も重点的に取り組む必要がある。</p>	<p>御意見のとおり、成年年齢引下げに対応するためには、学校現場における消費者教育の充実が重要と考えております。</p> <p>このため、若者自らが、消費者トラブルに遭うことなく、合理的な判断が行えるよう、消費者教育に係る実践的な授業をすべての県立高校・特別支援学校で継続的に実施していくとともに、私立高校等にも、その実施を働きかけるなど、重点的に取り組んでまいります。</p>

意見の概要	県の考え方
<p>県立高校・特別支援学校に加えて私立高等学校に対しても実践的な授業の実践促進を図るとのことであり、多くの高校生に消費者教育が行われることは良いと思う。中学生へも効果的な消費者教育の実践を希望する。</p>	<p>出前講座を始め、今後とも幼児期から高齢期までの各段階に応じた消費者教育が効果的かつ円滑に実施されるよう、学校などとも連携しながら、その支援に努めてまいります。</p>
<p>成年年齢の引き下げにあたり、卒業を控えた高校生への消費者教育は重要性が高いと思われる。現状では教師の自主性に任せられ、教科も時間数も内容もまちまちの実践が行われているようだが、必須科目とすることが必要ではないか。現場の先生の自主性は尊重しながら、カリキュラムについて一定の枠組み、目安を設けてはどうかと思う。愛知県は高校の学校数・生徒数ともに公立の割合が他県よりも高いことが強みになると思われるが、公立・私立を問わず卒業前の消費者となる準備教育を実施してほしい。</p>	<p>成年年齢の引き下げを踏まえ、文部科学省の指導により公立・私立を問わず全ての高等学校において、2020年度入学生より、第2学年までに共通教科「家庭」の必修科目の中で、消費生活に関わる内容を扱うことになっています。令和4年度から実施される高等学校学習指導要領「家庭」では、自立した消費者を育成するために、契約の重要性や消費者保護に関する内容の充実が図られています。</p> <p>本県の県立高校では、2017年3月に消費者庁が高校生向けに作成した消費者教育教材「社会への扉」を家庭科、公民科、商業科の授業等で活用しており、2020年度は全ての県立高等学校で活用する予定です。実施にあたってはより効果的な授業となるよう、消費者教育コーディネーターが外部講師の紹介・調整や授業案の作成の支援等、各学校の要望に合わせた支援を行っております。引き続き、各学校と県の関係機関が連携を図り、責任ある行動が取れる自立した消費者を育成するための取組を進めてまいります。</p>

取組3 消費者教育の人材（担い手）の育成・支援

(1) 教職員の指導力向上

意見の概要	県の考え方
<p>教職員向けの研修などの実施なども大切だと思う。</p> <p>教員を目指す学生に消費者教育の必要性などを理解してもらうことは今後を見据えると大切だと考える。大学と連携して学生のうちから、消費者教育を学んでほしいと思う。</p>	<p>学校における消費者教育を一層推進していくためには、教員の指導力向上を図っていくことが大切だと考えております。</p> <p>このため、教員向け研修の充実とともに、教員免許状更新講習の実施など、大学と連携した取組を進めてまいります。</p> <p>教員養成につきましては、いただきました御意見を参考に、その支援に努めてまいります。</p>

(2) 地域人材の育成

意見の概要	県の考え方
<p>消費者教育コーディネーターについては学校教育と地域社会での教育との二本立てで考えていくことは大切だと思う。</p> <p>学校教育に関しては教員OBの力が必要と考える。地域での教育に関しては消費生活相談員などが持つ情報を生かすことができると考える。当協会として、育成、コーディネーターとして協力が可能であると考える。</p>	<p>コーディネーターの活用・育成に当たっては、御意見を参考にするとともに、市町村や教育機関、消費者団体、事業者等様々な機関・団体と連携・協働した取組を進めてまいります。</p>
<p>消費者教育コーディネーターの育成は必要だと思う。新たな担い手の育成も必要ではないか。市町と連携を取り、地域での活動を希望する人、学生など新たに消費者サポーターの育成が必要だと思う。消費者教育の担い手だけではなく、高齢者などの見守りとしての担い手として期待できると思われる。</p>	

取組4 多様な主体との連携

意見の概要	県の考え方
<p>安心安全な消費者生活を送るためには個々が消費者としての意識を高めることがもちろん大切ではあるが、現状、なかなか取り組めていない面も否めない。被害を未然に防ぐためには知見を深めることが大切であり、愛知県消費生活総合センター並びに市町村の消費生活センターが担う役割は益々重要であると思う。</p> <p>各事業者(団体)も消費者への安全啓発活動は行っているので、協力できる部分もあるかと思う。引き続きよろしくお願ひしたい。</p>	<p>消費者教育は、誰もが、どこに住んでいても、生涯を通じて受けられることが重要であります。</p> <p>このため、地域における様々な関係主体が連携し、効率的に消費者教育を展開できるよう、その取組情報の共有化を図るとともに、市町村とも連携しながら、活動しやすい環境の整備・支援に努めてまいります。</p>
<p>県が主催する消費者教育等の行催事を団体と協働して実施とあるので、当協会としても協働してきたいと考えている。</p>	
<p>団体として活動している方々とのほか、大学生、高校生で活動している方々とも連携が取れるとよいと思う。</p>	

取組5 消費者被害防止のための啓発と情報発信

意見の概要	県の考え方
<p>現在Twitter、Facebookでは、クリオ通信とリコールなどの情報に限られている。緊急性の高い情報だけではなく、注意喚起、消費者教育等の情報、シンポジウム、フォーラムなどの行催事の募集、報告などを発信することで有用な情報が届くことになると思う。有用な情報が届くことで、フォロワーが増えることになり、他の消費生活センター等がシェアすることにもなるので、内容を充実させていただきたいと思う。</p> <p>あいち暮らしWEBのコンテンツについても消費者教育に関するページのコンテンツの見直しなどを行い、教員向けなどの情報を充実させ、活用しやすいWEBサイトになることを希望する。</p>	<p>いただきました御意見を参考に、これまで以上に、より有用な情報の提供に努めるとともに、教育現場で活用できるコンテンツの提供・内容の充実に努めてまいります。</p>

意見の概要	県の考え方
<p>私の妻は中国産の食品やその他特定地域産や種類の農産物等を決して買ってこない。私は、検査等の適正なプロセスを経て店頭に並ぶのだから問題のある商品は売っていないはずだ、と言うのだが、妻は聞き入れてくれない。食品行政が信用されていないことの現れと思う。</p> <p>私の子どものころと比べれば、商品の表示もしっかりし、PL法の整備、ADRの取り組み等も進んでいるように思われる。にもかかわらず、風評被害という言葉に象徴されるように、世に出回っている無秩序な情報のために人々が不適切な方向に誘導されてしまう傾向が認められる。これに行政はどう対処するか、このあたりの戦略を示していただけると良かったと思う。</p>	<p>県内で流通する食品、添加物、器具又は容器包装の安全確保を図るため、毎年度愛知県食品衛生監視指導計画を定めて、これに基づき食品営業施設に対する監視指導を実施するとともに、県内において生産、製造、加工又は販売される食品等について、残留農薬、放射性物質、組換え遺伝子及びアレルギー等の検査を実施することにより、食品等の安全性確保に取り組んでいるところであり、今後もこれらの取組を継続してまいります。</p> <p>また、消費者にとって必要な情報を、適切な時期に、わかりやすく、提供していくことは、大切なことだと考えております。</p> <p>消費者が、消費生活に関する正しい知識を身につけていただけるよう、いただきました御意見を参考に、啓発紙やウェブサイト、SNS、出前講座、保健所で実施しているタウンミーティングなど、様々な広報ツールや機会を活用し、効率的な情報発信に努めてまいります。</p>

取組7 公正かつ持続可能な社会の実現に向けた支援

(1) エシカル消費の普及促進

意見の概要	県の考え方
<p>エシカル消費関連のイベント等の開催、エシカル消費ポータルサイトの開設、講座やWEBサイト、SNSを活用して普及、啓発活動の推進を行うことに大変興味がある。学生などで、すでに取組、活動を行っているところと連携が取れると良いと思う。</p>	<p>持続可能な社会づくりに貢献する消費者の行動として、エシカル消費の取組を推進していくことは、重要なことだと認識しています。その推進に当たっては、御意見を参考に、様々な関係機関・団体との連携・協働を進め、消費者のエシカル消費に対する理解と行動の促進に取り組んでまいります。</p>

(2) 消費生活に関連したその他の取組との連携推進

意見の概要	県の考え方
<p>SDGsに関する普及啓発を行うとともに、「あいち消費者安心プラン2024」の取組について、すでにSDGsの17のゴールのうち、「12 つくる責任つかう責任」についてはアイコンで示してあるが、関連するゴールもアイコンで示してみてもどうか。例えば、消費者教育は「4 質の高い教育をみんなに」、他団体との協働・連携は「17 パートナリシップで目標を達成しよう」</p>	<p>いただきました御意見を参考に、今後の事業実施に当たり、効果的な情報発信に努めてまいります。</p>
<p>SDGsの推進、ESD、ユネスコスクールの取組、情報モラル、の取り組みなどもポータルサイトでわかるといいなと思う。</p>	<p>いただきました御意見を踏まえ、今後、県の各局や関係機関などとも連携を図り、様々な広報ツールや機会を活用しながら、消費者の理解が深まり、行動に結びつけられるよう、情報提供等に努めてまいります。</p>

【目標3】消費生活の安全・安心の確保

取組1 食の安全・安心の確保

(2) 監視・指導、検査体制の充実

意見の概要	県の考え方
<p>食品の衛生や安全確保については、HACCPや食品安全GAPの考え方の進展により、食品衛生法の改正やマニュアル整備等、取り組みが進んでいる。</p> <p>人々への食品の提供は、業者による販売だけではなく、自治会や市民団体等のイベントでの模擬店など、地域活動においても行われている。これらについて、食品衛生法第52条が定める営業許可、もしくはバザー届出書提出等の保健所への手続きが必要とのことで、これの不履行に対して指摘を受けたことがある。</p> <p>しかしながら、この手続きの必要不必要について、地域(保健所)によって、場合場合によって、担当者によって、その都度説明が違うことに戸惑っている。規則や原則があっても、現場での解釈や運用が恣意的で、時によりまったく違った対応となってしまう、これが食品関連諸施策における大きな問題と思っている。</p> <p>マニュアルや基準をできる限り細かく定めていただきたい。いつ、誰が問い合わせても、同じ回答・対応となるようになってもらいたい。そうでないと、双方当事者において摩擦を生む要因になってしまうと思う。</p>	<p>バザー等の地域イベントにおいて食品の調理・提供が行われる場合は、任意による届出をしていただき、その内容を確認し、食品の取扱いの内容に応じた衛生指導を行っているところです。今後も適正な指導を実施できるよう努めてまいります。</p>

(3) 食品表示の適正化等

意見の概要	県の考え方
<p>食品の安全に関して。遺伝子組換えであるかないか、ゲノム編集であるかないか、国民、県民として何を食べさせられているか知る権利として、食品表示の適正化をして頂きたいと思う。</p> <p>また愛知県のブランドとしての米、種子、生果等あれば、有機としての販売増産を増やして頂きたい。</p> <p>食に関する完全の確保こそが、健康に繋がり、より良き経済を生む活動を目指して頂けたらと、切に願っている。</p>	<p>食品の表示に係る規制は食品表示法に基づき、食品表示基準により、具体的に規定されており、遺伝子組換え農産物及びそれを用いて作られる加工食品には表示が義務づけられています。ゲノム編集技術応用食品については消費者庁から表示の考え方が示されており、ゲノム編集食品のうち、組換えDNA技術に該当するものについては遺伝子組換え表示制度に基づく表示が必要とされ、組換えDNA技術に該当しないものについては表示の対象外とされています。なお、ゲノム編集技術を始めとする新たな育種技術については、国内外で研究開発が進められている分野であり、必要に応じて取扱いの見直しを検討することとされていることから、常に最新の情報を収集するとともに、正確な情報発信に努めてまいります。</p> <p>また、2009年3月に策定した「愛知県有機農業推進計画」に基づき、県内有機農業の取組を推進しているところであり、引き続き、有機農業者の取組を支援し、取組面積の拡大に努めてまいります。</p>

取組3 消費者事故等の未然防止対策の推進

意見の概要	県の考え方
<p>製品のリコール情報に加え、子どもや高齢者の暮らしの中で事故情報をWEBサイト、SNSで周知を行う取組はいいと思う。</p> <p>例えば、</p> <p>国民生活センター 注意情報、暮らしの危険、見守り新鮮情報、子どもサポート情報</p> <p>消費者庁 子どもを事故から守るTwitter</p> <p>などの情報も季節や状況を考慮し発信できるといいと思う。</p>	<p>いただきました御意見を参考に、今後とも、危険な製品やサービス、消費者事故等、危害防止に向けた情報提供に努めてまいります。</p>